自　治　体　限　り

～　対外厳秘　～

経営安定関連保証に係る特定中小企業者認定等に関する

回答事例集

令和６年５月１日

中小企業庁　金融課

～目次～

１．総論

（１）認定基準、認定の取扱い ………………………………………………………………１

（２）認定書の有効性 …………………………………………………………………………２

（３）その他 ……………………………………………………………………………………４

２．経営安定関連保証１号 ……………………………………………………………………６

３．経営安定関連保証２号 ……………………………………………………………………７

４．経営安定関連保証４号 ……………………………………………………………………９

５．経営安定関連保証５号

（１）　認定基準、認定の取扱い …………………………………………………………１３

（２）　兼業者に係る取扱い ………………………………………………………………１７

（３）　対象業種の指定（参考）………………………………………………………… ４２

６．経営安定関連保証７号………………………………………………………………… ６２

１．総論

（１）認定基準、認定の取扱い

|  |
| --- |
| 問１－１：　セーフティネット保証の指定期間とは、どのような定義か。 |

答：　セーフティネット保証の指定期間とは、中小企業者の住所地を管轄する市区町村長に対して認定申請をすることができる期間をいう。

　　したがって、指定期間内に市区町村に認定申請を行った場合には、認定書の発行、及び金融機関又は信用保証協会へのセーフティネット保証の保証申込み（認定書の有効期限内である場合に限る）が指定期間後であった場合でも、セーフティネット保証の対象となる。

|  |
| --- |
| 問１－２：　特定中小企業者認定要領では、「その中小企業者の住所地を管轄する市町村長又は特別区長」が認定することとなっているが、「住所地」とは、何を指すのか。 |

平成３１年４月１日付改正

答：　法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地（注）、個人の場合は事業実体のある事業所の所在地を指す。

（注）法人の場合、登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地を管轄する市区町村のいずれにおいても認定を受けることが可能。ただし、登記上の住所地において事業実態がない場合は、認定を受けることができるのは事業実態のある事業所の所在地を管轄する市区町村に限られる。

|  |
| --- |
| 問１－３：　「売上高等」を前年と比較する際、事故や災害等の特殊事情により前年同期の売上高等が著しく低かった場合、そうした特殊事情を考慮した上で認定することは可能か。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　当該特殊事情が客観的に確認できるものであれば、認定にあたって考慮することは可能。

その場合、当該特殊事情の影響を受けない時期での同期比較で売上高等が減少しているという事実を確認することが必要。

（例）前年8月に特殊事情が生じ、本年9月に経営安定関連保証5号の認定申請を行う場合、5～7月の3か月の売上高等で比較を行う。

|  |
| --- |
| 問１－４：　建設業のように売上高等が毎月安定的に計上されず特定の時期に偏ることもある業種の場合、直近1か月（２号、３号又は４号）又は3か月（５号）ではなく、弾力的に期間を区切ることとしてよいか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　当該事業者の実態を適切に把握できる期間として、例えば、比較する期間を６か月とするなど、認定権者の判断により弾力的な運用とすることは可能。ただし、認定要件を満たすために恣意的に期間を設定することは本制度の趣旨に反するため、慎重に判断されたい。

|  |
| --- |
| 問１－５：　海外に事業所を有する事業者の場合、「売上高等」に海外の事業所における実績を含めるのか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　含める。

|  |
| --- |
| 問１－６：　複数の営業所の売上が未集計等、直近月の売上等が確認できない場合、何か月前まで遡ることが可能か。 |

平成３１年４月１日付改正

答：　最大で３か月程度を目安とされたい。

　　例えば５号の場合、平成３１年４月中に認定申請を行う際の「最近３か月」については、通常であれば平成３１年１月から記載して３か月間（３月、２月、１月）となるが、最も遡って平成２９年１０月から起算して３か月間（１２月、１１月、１０月）の売上高等で認定申請を行うことが可能。

　　ただし、これは、より直近の月の売上高等が未集計の場合に適用される措置であることに注意されたい。

（２）認定書の有効性

|  |
| --- |
| 問２－１：　認定権者が認定書を発行したものについて、信用保証協会が保証審査により謝絶することはあるのか。 |

答： 　認定を受けた全ての中小企業者について、協会が保証承諾する義務はない。例えば、①協会による金融審査の結果、保証承諾できない場合、②保険対象業種を営んでいない場合、③保証対象としてふさわしくない業態であることが判明した場合などは、謝絶するケースもある。

|  |
| --- |
| 問２－２：　認定の日から３０日目（認定書の有効期限）が土日・休日である場合、市区町村長が発行する認定書下部の有効期間の欄はどうするのか。 |

答：　３０日目が土日・休日であったとしても、当該日を有効期限として、そのまま記入することとなる。

|  |
| --- |
| 問２－３：　指定期間の終了日が土日・休日である場合、認定申込みはその翌日となっても構わないか。 |

答： 　土日・休日であっても、当該日をもって指定期間は終了となる。

|  |
| --- |
| 問２－４：　認定書の有効期間内に保証協会に申込みを行えばよいのか。 |

平成３１年４月１日付改正

答： 　認定書の有効期間内に、認定書を添えて、金融機関又は保証協会（商工会や商工会議所を経由して申込む場合はそれらの機関）に保証の申込みを行うことが必要。

|  |
| --- |
| 問２－５：　有効期間内であれば、１つの認定書で繰り返し保証を申し込むことができるか。 |

平成３１年４月１日付改正

答：　可能。

　　ただし、７号や８号のように借入金残高の減少が認定の要件となっているものについては、１回目の保証で融資を受けたことで、認定要件を欠くこととなった場合は、新たに認定書を取得する必要がある。

|  |
| --- |
| 問２－６：　認定の内容について保証協会が確認を行う必要はあるか。 |

平成３１年４月１日付改正

答：　権限ある認定権者が行った認定行為については公定力が働くことから、認定権者が取り消さない限りにおいて有効であり、保証協会においては、認定権者が確認済みである事項（指定業種や売上高等の認定基準に合致しているか否か）については原則として確認を要しない。

ただし、重大かつ明白な違法性がある場合には無効となるおそれがあるため、保証協会においては以下の点の確認が求められている。

・当該中小企業者の住所地が認定権者の所管であるかという「認定権の確認」

※「認定権の確認」は、当該中小企業者の記載している住所地が、各地方公共団体の管轄する区域内にあるかという形式的な確認を求めるものである。

・指定業種として認定されているか（非指定業種に属する事業を行う者として認定を受けていないか。）という「業種確認」

・名称及び代表者の氏名が保証申込において提出される他の書類と整合的であるかという「本人確認」

・認定権者の記名、押印がなされているかという「認定事務の外形的な確認」

|  |
| --- |
| 問２－７：例えば業種の判断や売上高等の減少等、認定の内容について疑義が大きい場合であっても、信用保証協会が市区町村への問い合わせを行うことは許されないのか。 |

答：　国費を伴い運営している本制度の適切性を確保する観点から、保証協会が審査の過程で認定の内容に大きな疑義を持った場合に、市区町村に問い合わせることは当然あり得る。

　　　なお、問い合わせの結果、当該認定の取消を行うのか否か、その後の認定における参考に留めるのか等は市区町村が判断する事項。

（３）その他

|  |
| --- |
| 問３－１：　特定中小企業者の認定事務を市区町村長が行うこととなっている理由如何。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　経営安定関連保証については、国庫負担による信用保険のてん補率引上げ等の措置が講じられているため、保険契約の当事者である信用保証協会ではない第三者が認定を行うことで、客観性を担保する必要がある。

　　　加えて、他の公的機関と比べて至近に位置するケースの多い市区町村を一律の窓口とすることにより、有事の際における中小企業の申請に係る利便性を確保することが可能である。

　　　以上より、特定中小企業者の認定事務については各市町村長が行うこととしているものであり、引き続き、市区町村と信用保証協会とが一層連携して対応いただきたい。

|  |
| --- |
| 問３－２：　本回答事例集の位置付けはどのようなものか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　従来、号別に分かれていた経営安定関連保証に係る回答事例集を統合の上、共通事項を「総論」にまとめるとともに、特に照会が多い事項について追記することで、関係者（特に、認定事務を行う市区町村）の利便性向上に資することを目的して作成したものである。

２．経営安定関連保証１号

|  |
| --- |
| 問１：　「売掛金債権その他経済産業省令で定める債権」にはどのようなものが含まれるか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　中小企業信用保険法施行規則第２条において、「前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。）返還請求権及び売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権」とされている。

　　　したがって、例えば、事業の取引上相手方に差し入れる契約保証金などは含まれない。

|  |
| --- |
| 問２：　１号による認定を受けた場合、保証を利用することができる金額は、認定書上の「回収困難な額」に限定されるのか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　「経営の安定に必要な資金」と認められるものであれば、認定書上の「回収困難な額」を上回る金額であっても保証を利用することが可能。

　　　なお、「経営の安定に必要な資金」に該当するかどうかについては、個々の企業の経営安定策の内容に応じ、具体的ケースによって判断されることとなる。

|  |
| --- |
| 問３：　再生手続開始等申立事業者に対する取引依存度を確認する期間如何。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　画一的なルールはなく、取引の頻度に応じて期間を設定する。

例えば、食肉や野菜など生鮮食品の納入業者等の取引頻度が多いと考えられる事業者であれば短期間でもよいが、取引頻度の少ない事業者の場合は取引の実態が反映されると考えられる適切な期間（１年等）とするべきである。

３．経営安定関連保証２号

|  |
| --- |
| 問１：　指定事業者との取引依存度（間接取引の場合は指定事業者関連の取引依存度）を確認する期間如何。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　画一的なルールはなく、取引の頻度に応じて期間を設定する。

例えば、食肉や野菜など生鮮食品の納入業者等の取引頻度が多いと考えられる事業者であれば短期間でもよいが、取引頻度の少ない事業者の場合は取引の実態が反映されると考えられる適切な期間（１年等）とするべきである。

|  |
| --- |
| 問２：　間接取引の場合、エビデンス上は指定事業者名の表示がないが、取引の実態をどのように確認すればよいか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　間接取引の場合は、最終納品先がどこになるか等をヒアリング等により確認し、サプライチェーンの実態を考慮の上で対応されたい。

|  |
| --- |
| 問３：　本制度認定の際には、原則として事業活動の制限の影響を受けた後、最近１か月間の売上高又は販売数量を把握する必要があるが、１か月間の売上高等の集計が完了するまで認定は行えないのか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　事業活動の制限を受けた後１か月間の売上高等を把握いただき申請いただくのが原則ではあるが、指定直後の局面においては、喫緊の資金需要に応えることが必要であり、事業活動の制限を受けた後、認定申請までの売上高等を比較いただく等柔軟な対応とされたい。

|  |
| --- |
| 問４：　本号の認定基準は、「原則として」最近１か月間の売上高等の減少とその後２か月間を含む３か月の売上高等の減少が要件となっているが、最近２か月間の売上高等の減少とその後１か月間を含む３か月間の売上高等の減少をみて認定を行うことは可能か。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　可能。ただし、３か月間すべて実績とすることは不可（申請時点において事業活動の制限による影響が解消されていないことを確認するため、実績のみならず見込みの売上高等に基づき認定することとしているもの）。

|  |
| --- |
| 問４：　認定の申請があった月の売上高等については、実績又は見込みのいずれとみればよいか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　申請月における売上高等については、申請者が当該月の申請日までの売上高（目安として概ね半月以上）を把握している場合に限り、当該月のその後の期間における見込み売上高等を含め実績としてみることも可能。

４．経営安定関連保証４号

（１）認定基準、認定の取扱い

|  |
| --- |
| 問１：　本制度認定の際には、原則として災害等の影響を受けた後、最近１か月間の売上高又は販売数量を把握する必要があるが、１か月間の売上高等の集計が完了するまで認定は行えないのか。 |

答：　災害発生後１か月間の売上高等を把握いただき申請いただくのが原則ではあるが、災害直後の混乱局面においては、喫緊の資金需要に応えることが必要であり、災害発生から認定申請までの売上高等を比較いただく等柔軟な対応とされたい。

|  |
| --- |
| 問２：　災害発生より認定申請までの売上高等を比較する場合、前年同月の同期間と比較する必要があるのか。 |

答：　原則は前年同月の同期間との比較となるが、災害直後の混乱局面において限定された期間の売上把握が難しい場合には、前年同月売上高の期間比率（※）と比較する等申請者の実情に合わせて対応とされたい。

　　※災害発生より認定申請が２週間の場合、前年同月売上高等の５割と比較

|  |
| --- |
| 問３：　売上高等の減少要件について、災害発生から1年を超える場合であっても前年同期比で判断すればよいか。 |

平成３１年４月１日付改正

答：　本制度は災害発生に起因して経営に支障が生じている中小企業者を救済するための制度であり、災害が事業者の経営に如何に支障を生じさせているかを判断することが重要。

　　　そのため、災害発生から1年以上が経過している場合には、災害発生直前の同期（以下、前年同期と合わせて「前年等」という。）との比較で判断することとする。

（例）平成29年9月に災害が発生した後、平成31年4月に認定の申請があった場合は、例えば、平成31年3月の実績及び同4月～5月の見込みと平成29年3月～5月の実績を比較の上で認定を行う。

|  |
| --- |
| 問４：　指定地域内と指定地域外にそれぞれ事業所を有する中小企業者の場合、認定要件である「売上高等の減少」について、指定地域内の事業所のみの売上高等と当該中小企業者全体の売上高等のいずれにより判断するのか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　当該中小企業者全体の売上高等により判断する。

|  |
| --- |
| 問５：　A指定地域からB指定地域に移転し、1年経たない間に被災した場合、いずれも指定地域であるため認定申請は可能か。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　地域を移転している場合、移転を要因とした売上高の減少を排除できないことから原則、認められない。

　　　但し、移転前と移転後の地域が近接しており、事業実体上も何ら変化がないことが客観的に説明できる状況であれば、その限りではない。

　　　なお、本問は、移転前の地域、移転後の地域のいずれもが指定地域である場合についての取扱いであって、いずれかが指定地域ではない場合は、認定は行えないことに留意が必要。

|  |
| --- |
| 問６：　本号の認定基準は、「原則として」最近１か月間の売上高等の減少とその後２か月間を含む３か月の売上高等の減少が要件となっているが、最近２か月間の売上高等の減少とその後１か月間を含む３か月間の売上高等の減少をみて認定を行うことは可能か。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　可能。ただし、３か月間すべて実績とすることは不可（申請時点において自然災害等による影響が解消されていないことを確認するため、実績のみならず見込みの売上高等に基づき認定することとしているもの）。

|  |
| --- |
| 問７：　認定の申請があった月の売上高等については、実績又は見込みのいずれとみればよいか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　申請月における売上高等については、申請者が当該月の申請日までの売上高（目安として概ね半月以上）を把握している場合に限り、当該月のその後の期間における見込み売上高等を含め実績としてみることも可能。

|  |
| --- |
| 問８：　創業後１年１か月を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない場合は、認定は可能か。 |

令和６年５月１日付追加

答：　認定を可能とする。

業歴３か月以上１年１か月未満の場合は、原則として以下の基準をもって認定をして差し支えない。

　（１）災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合

最近１か月（※１）の売上高等が災害発生直前の平均売上高等（※２）と比較して、２０％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が、災害発生直前の３か月間の売上高等（※３）と比較して、２０％以上減少することが見込まれること。

　（２）災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合

最近１か月（※１）の売上高等が最近１か月を含む最近３か月間の平均売上高等（※３）と比較して、２０％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が、最近１か月を含む最近３か月間の売上高等（※３）と比較して、２０％以上減少することが見込まれること。

※１　最近１か月の売上高等と各比較対象期間との比較が適当では無い場合にあっては、最近６か月間の平均と各比較対象期間とを比較するなど、弾力的な運用を行なって差し支え無い（１.（１）問１－４参照）。ただし、「最近１か月を含む最近３か月間」における「最近１か月」については「最近６か月間の平均」との読み替えを行わないものとする。

※２　災害発生直前の平均売上高等については、原則として災害発生直前３か月間の平均とするが、災害発生直前の売上を把握できる期間が３か月に満たない場合は、その期間における平均売上高とする。

※３　３か月間の売上高が把握できない場合や実態を反映していない場合（災害発生直後は通常に事業を行っていたが、最近３か月間は事業縮小を強いられている場合等が想定される）は、把握可能又は実態が反映されている期間における平均売上高又は平均売上高の３か月分とする。

|  |
| --- |
| 問９：　創業時点はどのような書類をもって確認が可能か。 |

令和６年５月１日付追加

答：　法人であれば法人謄本（履歴事項全部証明書）、個人であれば開業届や許認可証などによって確認することが可能。

|  |
| --- |
| 問１０：　事業開始後、施設の建設等が長期に亘るなど、売上が実際に発生したのは数か月前で、前年は売上がたっていないため前年との比較ができないが、事業開始（法人設立日や個人開業日から）から１年１か月以上経過している場合は、問８の基準を用いて認定することはできないのか。 |

令和６年５月１日付追加

答：　前年以降、施設の建設等や準備などにより、前年の売上げがないが、その後売上が伸びている場合は、売上高等が前年と比較することが困難な事業者として取り扱い、問８の要件を充足している場合は認定をすることができる。

※　なお、本取扱いにて対応する際には、法人設立後や開業後に売上高が計上できない期間が継続していることにつき、ヒアリング等により確認することが望ましい。

|  |
| --- |
| 問１１：　前年等以降、店舗や工場、支店等の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等の設備投資などにより企業が成長していることにより、現在の企業全体の売上高等と、前年等の売上高等を比べることが適当でない場合も認定を行うことはできないのか。 |

令和６年５月１日付追加

答：　認定を可能とする。

災害の影響を受け、経営の安定に支障を生じているにも関わらず、前年等以降、店舗や工場、支店等の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等の設備投資などによって、売上高等の前年等比較では認定が困難な事業者については、原則として問８の基準をもって認定をして差し支えない。

災害発生以前から企業の成長の影響があること等、災害発生以前の売上高と比較することが適当である場合については問８（１）、災害発生後に店舗の増加を行った等、災害発生後の売上高で比較することが適当である場合については問８（２）の基準をもって認定を行う。

|  |
| --- |
| 問１２：　前年等以降、取引先拡大や新分野進出による業務の拡大、従業員数の増加などによって成長しており、売上高等の前年等比較は著しく適当でない場合は、問８の認定基準をもって認定しても差し支えないか。 |

令和６年５月１日付追加

答：　設問の例のとおり、売上高が増加していることが確認でき、単純な前年等比較では不適当な場合には、問８の認定基準をもって認定しても差し支えない。

　※なお、前年等と比較することが相当でないことの確認のため、申請者の売上高等が増加していることについてヒアリング等により確認することが望ましい。

５．経営安定関連保証５号

（１）認定基準、認定の取扱い

|  |
| --- |
| 問１－１：　中小企業者の営んでいる事業が指定業種に該当するか否かについて、どのように判断すればよいか。 |

平成３１年４月１日付改正

答：　指定業種は、日本標準産業分類（※）の細分類番号及び細分類業種名に基づき指定されており、中小企業者の営んでいる事業が指定業種に該当するか否かについては、同分類に基づき認定権者において判断されたい（ただし、同一の中小企業者から複数回の認定申請があった場合において、当該中小企業者の事業内容に特段の変わりがないのであれば、前回以前の認定時と同様の細分類に該当するものとして判断されたい。）。

　　なお、認定権者記載欄に記入する認定事務用番号（４桁）は、日本標準産業分類（平成２５年１０月改定）の細分類番号（４桁）と同じ番号となる（申請書における「私は〇〇〇業を営んでいる」という記載欄に記入された細分類業種の細分類番号を記入）。

　　　（※）平成２７年４月以降の業種指定については、平成２５年１０月改定の日本標準産業分類を用いることとしている。具体的に判断を行うにあたっては、以下総務省ホームページに掲載の「分類検索システム」（キーワードから業種検索を行うことが可能）も適宜活用されたい

【参考】日本標準産業分類（平成２５年１０月改定）（総務省ホームページ）

http://www.soumu.go.jp/toukei\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

|  |
| --- |
| 問１－２：　日本標準産業分類の中分類毎に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事務所」に属する事業を営む者は、認定業務上、どのように取り扱われるのか。 |

答： 小分類「管理、補助的経済活動を行う事務所」に該当するものとしては、事業持株会社のうち、主たる事業が管理、補助的経済活動である中小企業者が想定されるが、当該中小企業者の認定については、企業グループ内の経済活動を含めて判断を行うことになる。

また、細分類７２８２「純粋持株会社」の取扱いについては、上記の事業持　　株会社の取扱いと同様の取扱いとなる。

|  |
| --- |
| 問１－３：　認定要件の確認において、前年比の小数点以下を切り上げとする運用を行ってよいか。 |

答：　例えば認定基準４（５）（イ）において、「５．１２３４％」を「５．２％」と表示するように５％台以上で基準を満たしていれば切り上げ表示は支障はないが、例えば「４．９９９％」のように基準を満たしていない場合、４％台の数値を切り上げて５％台に乗せるようなことは不適切。

|  |
| --- |
| 問１－４：　認定基準４（５）（イ）（売上高等）で認定するための証拠書類はどのようなものを求めればよいか。 |

平成３１年４月１日付改正

答： 　主な書類としては、試算表、売上台帳、手形台帳等が考えられるが、各自治体において適切と思われる書類があれば、それを活用してもかまわない。

|  |
| --- |
| 問１－５　：　売上高に営業外収益及び特別利益は含めるのか。 |

答： 　売上高に営業外収益及び特別利益は含めない。

　　　例えば、製造業者が、自身の工場があった土地を売却したことによって得られる収益は、通常、特別利益に計上されるが、この場合、当該特別利益は売上高には含めない。また、当該製造業者は、特別利益に土地の売却益が計上されているからといって、それをもって、日本標準産業分類の「６８１２土地売買業」を兼業していることにはならない。

|  |
| --- |
| 問１－６：　認定基準４（５）（イ）の販売数量について、単価の異なる多品目を扱う場合に、単純な数量の比較により企業認定を行うことは本制度の趣旨に沿わないと考えられるが、本基準はどのようなケースに用いることを想定しているのか。 |

答：　中小企業信用保険法においては、セーフティネット保証５号の認定の対象となる中小企業者を、「取引の数量の減少」等が生じているため、経営の安定に支障が生じている者と規定しているが、法制定時においては、一義的には、単一製品を扱う者に対する認定基準を想定していたもの。近年においては、単価の異なる複数の製品を取り扱う者が多く、販売数量の比較によることが適当でないケースが増えていることから、そのような場合には売上高の比較の方法が適当とされている。

　　　なお、販売数量の基準による場合、様式第５－（ロ）申請書（例）における「円」表示は、適宜、製品の個数単位に読み替えて活用されたい。

|  |
| --- |
| 問１－７：　認定基準４（５）（ロ）の「仕入価格が２０％以上上昇」については、どのように確認すればよいか。 |

答：　様式５-（ロ）の申請書例にあるように、最近１か月間における原油等の平均仕入単価が、最近１か月に対応する前年同月における平均仕入れ単価に比べ、２０％以上上昇していることを確認することとなる。

　　なお、この場合の「最近１か月間」は、直近月の仕入単価が確認できない場合、最大で４か月前から起算して１か月間の数値で確認し認定を行うことも差し支えない。

　　ただし、認定を受けるために、仕入価格の上昇の確認を行う「最近１か月間」は４か月前を起点とする１か月としながら、「最近３か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合」は直近月～３か月前の３か月間とするなど、確認する期間を恣意的に操作することは本制度の趣旨に反することから、「最近１か月」が４か月前であれば、「最近３か月間」は、４か月前～６か月前の３か月間で確認を行うことに留意されたい。

|  |
| --- |
| 問１－８：　認定基準４（５）（ロ）における「石油製品」とは何を指すのか。 |

答： 　石油製品とは、揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油（重油）及び石油ガス（液化したものを含む。）を指す。なお、石油化学製品（プラスチック、合成繊維等）や傭車費は含まない。

|  |
| --- |
| 問１－９：　特定中小企業者認定要領の様式５号（ロ）について、平均仕入れ単価に税金を含めるのか。 |

答： 　含める。

|  |
| --- |
| 問１－１０：　特定中小企業者認定要領の様式５号（ロ）について、ガソリンスタンドのように単価の異なる複数の原油等を仕入れている事業者の場合、平均仕入れ単価はどのように計算すればよいか。 |

平成３１年４月１日付追加

答： 　原油等の総仕入れ額を総仕入れ量で除して計算する（個別の仕入れ単価を合算する方法によると、油種ごとの仕入れ量が反映されないため）。

|  |
| --- |
| 問１－１１：　特定中小企業者認定要領の様式５号（ロ）について、売上高が減少していることを確認する必要はあるか。 |

答： 　必要ない。

|  |
| --- |
| 問１－１２：　特定中小企業者認定要領の様式５号（ロ）について、申請人が運送業者である場合、売上原価には、売上に直接要した人件費を含めるのか。 |

答： 　含める。

（２）兼業者に係る取扱い

|  |
| --- |
| 問２－１：兼業者の場合、どのような兼業者がセーフティネット保証５号の認定の対象になるのか。 |

答：　セーフティネット保証５号の指定業種に属する事業を営んでいる中小企業者であれば認定の対象となり得る。（詳細は問２－３参照）

|  |
| --- |
| 問２－２：申請者が兼業者であるか否かは、どのように判断するのか。 |

答：　細分類ベースで複数の業種に属する事業を行っているか否かで判断する。

なお、例えば、製造業者が、自身の工場があった土地を売却したことによって得られる収益は、通常、特別利益に計上されるが、この場合、当該特別利益は売上高には含めず、また、当該製造業者は、特別利益に土地の売却益が計上されているからといって、それをもって、日本標準産業分類の「６８１２土地売買業」を兼業していることにはならない。

|  |
| --- |
| 問２－３：　兼業者の場合、企業認定基準を満たしているかはどのようにして確認するのか。 |

答：平成２４年１１月１日以降の認定申請分からは、中小企業信用保険法の規定（※１）を踏まえつつ、中小企業者の状況にきめ細かく対応する観点から、平成２４年１０月３１日までの要件（主たる業種と企業全体の双方が企業認定基準を満たしていること）に加え、指定業種（主たる業種か従たる業種を問わない）の売上高等の減少等が企業全体に相当程度の影響を与えていることによって企業全体が特定中小企業者認定要領４（５）（イ）又は（ロ）のいずれかの基準を満たしている場合も、認定の対象としている。

　　また、指定業種の定義からは保険非対象事業は除かれているため、指定業種の売上高等には保険非対象事業の売上高等は含めないが、企業全体の売上高等には非指定業種に属する事業及び保険非対象の事業を含めることとする。（保険非対象事業を営んでいる場合の取扱いについては、問２－９参照）

　　そのため、平成２４年１１月１日以降の認定申請分において、複数の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者に対する認定要件の適用関係は以下のとおりとなる。（※２）（注：別添の「セーフティネット保証５号に係る中小企業者の認定の概要」も参照）

※１：中小企業信用保険法第２条第５項第５号

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

　　※２：兼業している認定申請者は、下記の兼業者要件１から３のいずれかの要件を満たせば認定の対象となる。また、どの兼業者要件に基づいて認定申請を行うかは、認定申請者が選択可能。なお、認定申請者がいずれの要件に基づいて認定申請を行えばよいか判断に迷う場合には、認定申請者は、以下の順序で、自身が認定要件を満たしているかを検討することが合理的と考えられる。

（兼業者要件１）

営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種である（かつ保険の対象としていない業種・業態ではない）ことが確認できる中小企業者であって、企業全体について、以下の要件（特定中小企業者認定要領４（５）（イ）又は（ロ））のいずれかを満たすこと。

（イ）最近３か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して５％以上減少していること。

（ロ）原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち２０％以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が２０％以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近３か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

（兼業者要件２）

営んでいる複数の事業のうち、主たる事業（注１）が属する細分類業種（主たる業種）を確認でき、かつ、当該主たる業種が指定業種であることが確認できる中小企業者であって、主たる業種及び企業全体の双方について、特定中小企業者認定要領４（５）（イ）又は（ロ）のいずれかの要件を満たすこと。（注２）

注１：主たる事業とは、原則として、最近１年間で最も売上高等が大きい事業をいう。

注２：平成２４年１０月３１日までの認定申請分に適用する要件を、平成２４年１１月１日以降の認定申請分にも引き続き適用。ただし、主たる業種の判定は細分類ベースとなる。

（兼業者要件３）

１以上の指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる中小企業者であって、指定業種の売上高等の減少等が企業全体に相当程度の影響を与えていることによって、特定中小企業者認定要領４（５）（イ）又は（ロ）のいずれかの要件を満たすこと。（注１、注２）

注１：平成２４年１１月１日以降の認定申請分に追加して適用される要件。

注２：どの兼業者要件に基づいて認定申請を行うかは、認定申請者が選択可能であることから、例えば、主たる業種が指定業種であることを確認できるが、主たる業種が認定基準を満たさない（兼業者要件２を満たさない）という場合であっても、兼業者要件３に係る認定申請及び認定を行うことは可能。

|  |
| --- |
| 問２－４：　平成２４年１１月１日以降の認定申請分から追加された要件（問２－３の兼業者要件３）について、これまでの要件との相違点及び留意点は何か。 |

答：平成２４年１１月１日以前から適用している主たる業種と企業全体の双方が認定基準を満たしていることを要件とする要件（平成２４年１１月１日以降も継続）と比較しての、大きな変更点及び留意点は以下の通り。

①指定業種が主たる業種であるか従たる業種であるかを問わず、認定の対象となり得る。

②複数の指定業種に属する事業の売上高等について、合算した値での認定申請及び認定の判断が可能。（指定業種毎の売上高等の内訳までは算出及び確認不要）

③認定申請者が申請に際して申告してきた指定業種の売上高等及び企業全体の売上高等が認定要件を満たすことを確認できれば足り、営んでいる他の事業が属する業種が指定業種か否か、並びに当該業種の売上高等の算出及び確認は不要。

具体的には、指定業種の売上高等と企業全体全体の売上高等に関し、特定中小企業者認定要領４（５）（イ）又は（ロ）毎に、認定にあたって以下の点を確認する。（認定申請書の様式、記載内容等については、問２－１２参照）

＜兼業者要件３に係る特定中小企業者認定要領４（５）（イ）の基準の適用＞

以下のいずれの要件も満たすことを確認する。

1. 指定業種の最近３か月の売上高等が前年同期比で減少等していること
2. 企業全体の最近３か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の最近３か月の売上高等の前年同期からの減少額又は減少数量（建設業にあっては完成工事高又は受注残高の減少額。以下「減少額等」という。）の割合が５％以上であること
3. 企業全体の最近３か月の売上高等が前年同期比で５％以上減少していること

（認定の対象となるケース）

　　①指定業種の最近３か月の売上高等が前年同期比で減少しており【G】、②企業全体の最近３か月の前年同期の売上高１００万円【E】に対する、指定業種に属する事業の最近３か月の売上高等の前年同期からの減少額【G】の割合が５％以上【I】であり、かつ、③最近３か月の企業全体の売上高が前年同期比で５％以上減少【J】しているため、認定の対象となる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業種 | a.前年同期の売上高（万円） | b.最近３か月の売上高（万円） | c.指定業種の売上高の減少額（万円） | ｄ．全体の売上高の減少額（万円） | e.前年同期の全体の売上高と指定業種の売上高減少額の比較 | f.全体の売上高の減少率 |
| Ａ業（非指定） | 35 | 35 |  |  |  |  |
| Ｂ業（指定） | 60 | 50 | 10 |  |  |  |
| Ｃ業（指定） |  |  |
| Ｄ業（指定） | 5 | 10 |  |  |  |  |
| 合計 | 100【E】 | 95【F】 | 10【G】 | 5【H=E-F】 | 10%【I=G/E】 | 5％【J＝H/E】 |

注１：上記では、Ｂ業種及びＣ業種の売上高の内訳の確認は不要。

注２：上記では、Ａ業種とＤ業種がそれぞれ指定業種か否か、及び、それぞれの売上高の内訳を便宜的に記載しているが、実際の認定においては、Ａ業種及びＤ業種について確認しなくても認定要件を満たしているため、確認は不要。なお、指定業種であるＤ業種の売上高が増加していることが確認できた場合であっても、Ｂ業種及びＣ業種の売上高の減少額による【I】と、企業全体の【J】の内容が確認できれば認定の対象。

注３：認定申請書における認定権者記載欄には、Ｂ業種及びＣ業種の認定事務用番号（細分類番号４桁）と名称を記入。Ｄ業種の名称は記入しない。その際、Ｂ業種及びＣ業種のうち、最近１年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を、認定申請者から申告してもらい、左上の太枠に記載する。（最も売上高等が大きいかどうかについては、書類等による確認は不要。認定申請者の自己申告ベースで差し支えない。ただし、これは、指定業種の売上高を細分類ベースで分化して確認することは不要とする趣旨であり、申請者が申告した指定業種に属する事業を行っており、かつ当該業種に属する事業の売上高（他業種と合算の場合は合算値）が減少していることの確認は必要。仮に申請書に記載された業種が誤りである場合、認定権者記載欄には確認した正しい業種を記載する必要がある。）

|  |
| --- |
| 認定権者記載欄 |
| ●●●●　Ｃ業 | ●●●●　Ｂ業 |  |
|  |  |  |

|  |
| --- |
| 認定申請書 |

＜兼業者要件３に係る特定中小企業者認定要領４（５）（ロ）の基準の適用＞

以下のいずれの要件も満たすことを確認する。

1. 最近１か月の指定業種に係る原油等の仕入価格が前年同月比で２０％以上上昇していること
2. 企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が２０％以上を占めること
3. 指定業種の最近３か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること
4. 企業全体の最近３か月間の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

（認定の対象となるケース（表１～表４））

①最近１か月の指定業種に係る原油等の仕入価格が前年同月比で２０％以上上昇していること（表１【Ｅ】）

（表１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定業種に係る原油等の最近１か月の平均仕入単価 | 指定業種に係る原油等の前年同月の平均仕入単価 | 指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇率 |
| 20万円 | 16万円 | 25％【Ｅ】 |

②企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が２０％以上を占めること（表２【Ｈ】）

（表２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 最新の売上原価（※） | 指定業種に係る原油等の仕入価格（※） | 企業全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合 |
| Ａ業種（指定） | 100万円 | 50万円 |  |
| Ｂ業種（指定） |
| Ｃ業種（指定） | 50万円 |  |  |
| Ｄ業種（非指定） |  |
| 全体 | 150万円【Ｆ】 | 50万円【Ｇ】 | 33％【Ｈ＝Ｇ/Ｆ】 |

※最新の売上原価及び指定業種に係る原油等の仕入価格は、認定申請時点の直近の決算書に用いた売上原価及び原油等の仕入価格でも可。

③指定業種に係る最近３か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種に係る前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（表３の【Ｋ】が【Ｎ】を上回っている）

（表３）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近3か月の売上高 | 最近3か月の指定業種の原油等の仕入価格 | 指定業種の最近3か月の売上高に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合 | 最近3か月の前年同期の売上高 | 最近3か月の前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格 | 指定業種の最近3か月の前年同期の売上高に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合 |
| Ａ業種（指定） | 200万円 | 50万円 | 25％ | 200万円 | 30万円 | 15％ |
| Ｂ業種（指定） |
| 合計 | 200万円【Ｉ】 | 50万円【Ｊ】 | 25％【Ｋ＝Ｊ/Ｉ】 | 200万円【Ｌ】 | 30万円【Ｍ】 | 15％【Ｎ＝Ｍ/Ｌ】 |

④企業全体の最近３か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、前年同期の企業全体の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること（表４の【Ｑ】が【Ｔ】を上回っている）

（表４）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近3か月の売上高 | 最近3か月の指定業種に係る原油等の仕入価格 | 企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合 | 最近3か月の前年同期の売上高 | 最近3か月の前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格 | 企業全体の最近3か月の前年同期の売上高に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合 |
| Ａ業種（指定） | 200万円 | 50万円 |  | 200万円 | 30万円 |  |
| Ｂ業種（指定） |
| Ｃ業種（指定） | 150万円 |  |  | 100万円 |  |  |
| Ｄ業種（非指定） |
| 全体 | 350万円【Ｏ】 | 50万円【Ｐ】 | 14％【Ｑ＝Ｐ/Ｏ】 | 300万円【Ｒ】 | 30万円【Ｓ】 | 10％【Ｔ＝Ｓ/Ｒ】 |

注１：上記では、Ａ業種とＢ業種の売上原価や原油等の仕入価格等の内訳の確認は不要。

注２：上記では、Ｃ業種とＤ業種について、それぞれ指定業種か否か、及び売上高を便宜的に記載しているが、実際の認定においては、Ｃ業種及びＤ業種について確認しなくても認定要件を満たしているため、確認は不要。

注３：認定申請書における認定権者記載欄には、Ａ業種及びＢ業種の認定事務用番号（細分類番号４桁）と名称を記入。Ｃ業種の名称は記入しない。その際、Ａ業種及びＢ業種のうち、最近１年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を、認定申請者から申告してもらい、左上の太枠に記載する。（最も売上高等が大きいかどうかについては、書類等による確認は不要。認定申請者の自己申告ベースで差し支えない。ただし、これは、指定業種の売上高を細分類ベースで分化して確認することは不要とする趣旨であり、申請者が申告した指定業種に属する事業を行っており、かつ当該業種に属する事業の売上高（他業種と合算の場合は合算値）が減少していることの確認は必要。仮に申請書に記載された業種が誤りである場合、認定権者記載欄には確認した正しい業種を記載する必要がある。）

|  |
| --- |
| 認定権者記載欄 |
| ●●●●　Ｂ業 | ●●●●　Ａ業 |  |
|  |  |  |

|  |
| --- |
| 認定申請書 |

|  |
| --- |
| 問２－５：　複数の指定業種に属する事業を兼業している場合、認定書上は、複数の指定業種を認定権者記載欄に記入することとなるのか。 |

答：申請者が、売上高等が減少等（原油等の仕入価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていないことを含む。以下同じ。）している業種として申告してきた指定業種であって認定の要件を満たしている指定業種を全て、認定権者記載欄に記載する。（問２－１２参照）

|  |
| --- |
| 問２－６：　問２-１において、「主たる事業とは、原則として、最近１年間で最も売上高等が大きい事業をいう」とあるが、その例外としてはどのようなものがあるのか。 |

答：　当該中小企業者の複数の事業の中で、指定業種に属する事業の売上高等が最大ではない場合であっても、個々の中小企業者の事業実態を総合的に勘案し、例外的に、主たる事業を判断することは排除されない。

具体的には、過去数年は企業全体の売上高の約７割を占めていたＡ事業が、直近１年の売上高は、突発的外部要因により一時的に企業全体の４割に落ち込み、Ｂ事業が６割を占めることとなっても、Ａ事業を主たる事業とみなして認定の対象とする場合などが考えられる。

その他、売上高等が企業全体で最大を占める事業ではないが、例外的に認定の対象とすべきか疑義が生じた場合は、中小企業庁金融課に相談されたい。

|  |
| --- |
| 問２－７：　兼業者の場合、複数の指定業種に属する事業の売上高等を分けていないケースが多い。この場合、企業全体で見ても良いといった緩和が可能か。 |

答：　営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種であることが確認できる場合は、企業全体の売上高等の減少等が認定基準を満たしているかを確認すれば足りる。（問２－３参照）

他方、それ以外の場合は、中小企業信用保険法の趣旨に沿って、①指定業種の売上高等の減少等と、そのことによって、経営の安定に支障を生じていることを確認するために②企業全体の売上高等の減少等の双方を確認する必要がある。認定にあたっては、別紙の添付書類（例）のようなフォーマットにより、申請者に記入して頂くことも一案。（問２－１３参照）

|  |
| --- |
| 問２－８：　最近３か月の前年同期は指定業種に属する事業を営んでいたが、最近３か月の時点では当該事業を廃止してしまっている場合、認定要件はどのように適用されるのか。また、前年同期は営んでいた非指定業種に属する事業を最近３か月の時点では廃止してしまっている場合、認定要件はどのように適用されるのか。 |

答：　以下のような取扱いとなる。

＜ケース１：最近３か月で指定業種に属する事業を営んでいない場合＞

　　最近３か月の前年同期の時点で指定業種に属する事業を営んでいたとしても、最近３か月の時点で当該事業を廃止してしまっている場合は、認定の対象とならない。したがって、下記表１の場合、最近３か月の前年同期の時点で指定業種（Ａ業種）に属する事業を営んでいたが、最近３か月の時点では指定業種に属する事業を営んでいないため認定の対象にならない。

　　なお、指定業種に属する事業を営んでいるが売上がゼロであるという場合（※）は、指定業種の売上高の減少額に含める。したがって、下記表１において、Ａ業種（指定業種）に属する事業を営んでいるが売上がゼロであるという場合は、指定業種の売上高の減少額は２００万円となる。

　※例えば、営業しているが受注が全く入らないという場合。

（表１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 最近３か月の前年同期（万円） | 最近３か月（万円） |
| Ａ業種（指定業種） | 200 | ―（営んでいない） |
| Ｂ業種（非指定業種） | 1000 | 800 |
| Ｃ業種（非指定業種） | 500 | 500 |
| 合計 | 1700 | 1300 |

＜ケース２：指定業種に属する事業について、最近３か月の時点で廃止している事業があるが、他に継続して行っている事業がある＞

　　既に廃止している事業については、指定業種に属する事業の売上高等の減少等として取り扱わないが、全体の売上高等の減少等としては取り扱う。

　　下記表２の場合、Ａ業種は最近３か月で営んでいないため、Ａ業種の売上高の減少額は指定業種の売上高の減少額に含めないが、全体の売上高の減少額に含める。したがって、指定業種の売上高の減少額は200万円（Ｂ業種の売上高の減少額）、企業全体の売上高の減少額は400万円となる。

（表２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 最近３か月の前年同期（万円） | 最近３か月（万円） |
| Ａ業種（指定業種） | 200 | －（営んでいない） |
| Ｂ業種（指定業種） | 1000 | 800 |
| Ｃ業種（非指定業種） | 500 | 500 |
| 合計 | 1700 | 1300 |

＜ケース３：最近３か月の前年同期の時点では、指定業種に属する事業と非指定業種に属する事業を行っていたが、最近３か月の時点では、非指定業種に属する事業を廃止し、指定業種に属する事業のみを行っている＞

最近３か月の前年同期の時点では、非指定業種に属する事業も行っていることから、兼業者要件２又は兼業者要件３を適用する。

下記表３の場合、企業全体では最近３か月の売上高が前年同期比で５％以上減少しているが、指定業種の売上高は減少しておらず、兼業者要件２又は兼業者要件３を満たさないため、認定の対象とならない。

（表３）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 最近３か月の前年同期（万円） | 最近３か月（万円） |
| Ａ業種（指定業種） | 500 | 500 |
| Ｂ業種（非指定業種） | 300 | －（営んでいない） |
| 合計 | 800 | 500 |

|  |
| --- |
| 問２－９：　保険の対象外の事業を兼業している中小企業者の認定はどのように行うのか。 |

答：　問２－３に記載されている取扱いに当てはめて判断することになるが、その際、指定業種の売上高等からは保険非対象事業の売上高等を除き、企業全体の売上高等には保険非対象事業の売上高等を含めて認定の判断を行う。具体的には、下記のような取扱いになる。

＜１つの業種に属する事業のみを営んでいる場合＞

　　下記ケース１及びケース２のように、主たる事業が保険対象事業である場合には、兼業者要件２を適用。主たる事業及び企業全体（※）の売上高の双方が認定基準を満たす場合には、認定の対象（兼業者要件３も不可ではない。）とする。（※企業全体の売上高には保険非対象事業の売上高を含める）

　（ケース１）

　　細分類Ａ（指定）（うち保険対象事業）　：売上６０％

細分類Ａ（指定）（うち保険非対象事業）：売上４０％

※保険対象事業が主たる事業。

　（ケース２）

　　細分類Ａ（指定）（うち保険非対象事業）　：売上４０％

細分類Ａ（指定）（うち保険対象事業）　　：売上３０％

主たる事業：売上６０％

細分類Ａ（指定）（うち保険対象事業）　　：売上３０％

※保険非対象事業の売上高の算定以外には１業種内で事業毎に売上高を分けない。そのため、保険対象事業の売上高のシェアが６０％となり、主たる事業が保険対象事業。

　　下記ケース３のように、保険対象事業が主たる事業ではない場合は、兼業者要件３を適用。保険対象事業の売上高を指定業種の売上高として取扱い、企業全体の売上高には保険非対象事業の売上高を含めて、兼業者要件３を適用（兼業者要件１及び２は適用しない）。

　（ケース３）

　　細分類Ａ（指定）（うち保険非対象事業） ：売上６０％

細分類Ａ（指定）（うち保険対象事業）　：売上４０％

＜兼業者要件１の適用関係＞

　　一部でも保険非対象事業を営んでいる場合には、全て指定業種に属する事業を行っていることにはならないため、兼業者要件１は適用せず、兼業者要件２又は兼業者要件３を適用する。

例えば、下記ケース４の場合には兼業者要件１は適用しない。

（ケース４）

　　　細分類Ａ（指定）：売上６０％（うち保険非対象３０％）

細分類Ｂ（指定）：売上４０％

※保険非対象事業を営んでいるため、兼業者要件１は適用しない。

＜兼業者要件２の適用関係＞

　　主たる事業が属する業種（主たる業種）の判定方法は、平成２４年１０月３１日までの認定申請分における取扱いと同様（ただし、細分類ベースで主たる業種を判定）。

　　したがって、下記のケース５からケース７は、主たる業種が指定業種ではないため、兼業者要件２の適用は受けられない。（兼業者要件３の適用は可）

（ケース５）

　 細分類Ａ（保険非対象）：売上４０％

　 細分類Ｂ（指定）　　 ：売上３０％

　 細分類Ｃ（指定）　　 ：売上３０％

※保険非対象の細分類Ａが主たる業種。

（ケース６）

　　　細分類Ａ（非指定）：売上４０％

細分類Ｂ（指定） ：売上６０％（うち保険非対象３０％）

※保険非対象を除くと、細分類Ａ（非指定）が主たる業種。

（ケース７）

　　　細分類Ａ（指定）：売上４０％

細分類Ｂ（非指定）：売上６０％（うち保険非対象３０％）

※非指定業種の売上には保険非対象事業の売上も含めるため、細分類Ｂ（非指定）が主たる業種。

他方で、下記のケース８は、細分類Ａ（指定）が主たる業種となり、かつ主たる業種及び企業全体（※）の双方が認定基準を満たすため、認定の対象となる。（※企業全体の売上高には保険非対象事業の売上も含める）

　 （ケース８）

　　　細分類Ａ（指定）：売上４０％

細分類Ｂ（指定）：売上６０％（うち保険非対象３０％）

※保険非対象を除くと、細分類Ａ（指定）が主たる業種。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業種 | a.前年同期の売上高（万円） | b.今期の売上高（万円） | c.主たる業種の売上高の減少率 | d.企業全体の売上高の減少率 |
| 細分類Ａ業種（指定） | 40【C】 | 35【D】 |  |  |
| 細分類Ｂ業種（指定）のうち保険対象事業に係る分 | 30 | 30 |  |  |
| 細分類Ｂ業種（指定）のうち保険対象外事業に係る分 | 30 | 30 |  |  |
| 合計 | 100【E】 | 95【F】 | 13％【G＝(C-D)/C】 | 5％【H=(E-F)/E】 |

＜兼業者要件３の適用関係＞

　　指定業種の売上高等からは保険非対象事業の売上を除き、企業全体の売上高等には保険非対象事業の売上高等を含める。

（ケース９：認定の対象となるケース（表１））

　　　企業全体の最近３か月の前年同期の売上高に対し、指定業種の売上高の減少額が５％以上【I】であり、かつ、企業全体の最近３か月の売上高等が前年同期比で５％以上【J】であるため、認定の対象となる。

（表１）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業種 | a.前年同期の売上高（万円） | b.今期の売上高（万円） | c.指定業種の売上高の減少額（万円） | ｄ.企業全体の売上高の減少額（万円） | e.前年同期全体の売上高と指定業種減少額の比較 | f.全体の売上高の減少率 |
| 細分類Ａ業種（保険非対象対象） | 35 | 30 |  |  |  |  |
| 細分類Ｂ業種（指定） | 60 | 54 | 6 |  |  |  |
| 細分類Ｃ業種（指定） |  |  |
| Ｄ業種（非指定） | 5 | 10 |  |  |  |  |
| 合計 | 100【E】 | 94【F】 | 6【G】 | 6【H】 | 6％【I＝G/E】 | 6％【J=H/E】 |

（ケース１０：認定の対象とならないケース（表２））

企業全体の最近３か月の前年同期の売上高に対し、指定業種に属する事業の売上高の減少額が５％以上ではないため【I】、認定の対象とならない。

（表２）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業種 | a.前年同期売上高（万円） | b.今期売上高（万円） | c.指定業種の売上高の減少額（万円） | d.全体の売上高の減少額（万円） | d.前年同期全体の売上高と指定業種減少額の比較 | e.全体の売上高の減少率 |
| 細分類Ａ業種（非指定） | 25 | 25 |  |  |  |  |
| 細分類Ｂ業種（指定） | 60 | 57 | 3 |  |  |  |
| 細分類Ｃ業種（指定）のうち、保険対象事業に係る分 |  |  |
| 細分類Ｃ業種（指定）のうち、保険非対象事業に係る分 | 10 | 5 |  |  |  |  |
| Ｄ業種（非指定） | 5 | 5 |  |  |  |  |
| 合計 | 100【Ｅ】 | 92【F】 | 3【G】 | 8【H=E-F】 | 3％【I＝G/Ｅ】 | 8％【J=H/E】 |

|  |
| --- |
| 問２－１０：　日本標準産業分類において、多くの細分類は、「主として・・・・・をする事業所」と定義されているが、「主として」行っている事業以外の事業が、それ単独では別の細分類業種に属する場合、売上を分化して、兼業者として取扱うことになるのか。 |

答：　中小企業者が販売又は提供（以下「販売等」という。）している商品又はサービス（以下「商品等」という。）の販売等が属する細分類業種が複数ある場合には、細分類業種毎に売上を分化することが原則。（ケース１の※２の（注）の取扱い）

ただし、附随して販売等する商品等がある商品等群の中において主として販売等している商品又はサービス（以下「主たる商品等」という。）（注１）の販売等が属する細分類業種が指定業種である場合であって、当該主たる商品等の販売等に附随して販売等する商品等（以下「附随商品等」という。）（注２）の販売等が属する細分類業種が非指定業種である場合、当該主たる商品等の販売等が属する細分類業種（指定業種）の売上に、当該附随商品等の売上を含めて差し支えない。（注３、４）（個別ケースの取扱については、下記のケース１から４を参照）

注１：主たる商品等であるか否かは、必ずしも書類等を元に商品等毎の売上を全て分けて判別する必要はなく、取り扱っている複数の商品等の種類、単価、販売事例等を元に、その商品等が売上高の最も大きい商品等であることを合理的に類推できる場合には、それをもって、主たる商品等と判断して差し支えない。ただし、これは、主たる商品等と附随商品等の売上の分化が困難である場合の取扱いであって、主たる商品等の販売等が属する細分類業種と、他の主たる商品等及び非附随商品等（注３参照）の販売等が属する細分類業種の中で、どの細分類業種が「主たる業種」であるか否かの判別において書類等（例えば、売上帳や試算表など）を元に確認する必要がないという趣旨ではない。なお、どの商品等が主たる商品等であるかの判別がつかない場合は、商品等の販売等が属する細分類業種毎に売上を分化して、認定要件を当てはめることになる。

注２：附随商品等とは、例えば、以下のような業態であるため主たる商品等との売上の分化が困難である商品等をいう。

1. 主たる商品等が明らかではあるものの、一日の間に不特定多数の消費者に対して同種の商品等を販売等する業態で、消費者のその場での選択により購入する商品等の組合せが多様であるため、売上を分化して集計することが極めて困難な業態。
2. 主たる商品等が明らかではあるものの、他の商品等と一括して販売等するため、取引時点でも商品等毎に販売価格を分化して販売等していない業態。

注３：主たる商品等に附随して取引されない商品等（以下「非附随商品等」という。）の売上を、主たる商品等の売上に含めることは原則として不可。ただし、非附随商品等の販売等が属する細分類業種が指定業種である場合は、他の指定業種の売上と合算が可。

注４：主たる商品等の販売等が属する細分類業種が非指定業種である場合であって、附随商品等の販売等が属する細分類業種が指定業種である場合に、主たる商品等の販売等の売上に附随商品等の売上を含めた上で指定業種の売上とすることは原則として不可。

＜ケース１：５８３１食肉小売業（卵、鶏肉を除く）（注２①に該当するケース）＞

　「５８３１食肉小売業（卵、鶏肉を除く）」（指定業種）の定義は、「主として食肉及び肉製品を小売りする事業所をいう。」とされているが、当該事業所において、例えば、一部、卵又は鶏肉を小売り（５８３２卵・鶏肉小売業（非指定業種））していたとしても、当該事業所は「５８３１食肉小売業（卵、鶏肉を除く）」として取り扱って差し支えない。

また、例えば、当該事業所で、一部、菓子（５８６１菓子小売業（非指定業種））や惣菜（５８９５料理品小売業（非指定業種））、飲料（５８９３飲料小売業（非指定業種））を小売りしていたとしても、主として食肉及び肉製品を小売りする事業所である限りは、「５８３１食肉小売業（卵、鶏肉を除く）」として取り扱って差し支えない。

　　この場合、卵、鶏肉、菓子及び飲料の売上は「５８３１食肉小売業（卵、鶏肉を除く）」の売上に含めて差し支えない。（他に営んでいる事業が属する細分類業種がなければ、兼業者ではないと取り扱って差し支えない。この場合、認定権者記載欄には「５８３１食肉小売業（卵、鶏肉を除く）」のみを記載することになる。）

　　※１：　上記のケース１では、主たる商品等が食肉及び肉製品、附随商品等が卵、鶏肉、菓子及び飲料となる。また、例えば、これら以外に営んでいる事業が属する細分類業種がある場合であって、当該細分類業種の最近１年間の売上高との比較で、「５８３１食肉小売業（卵、鶏肉を除く）」の最近１年間の売上高が最も大きい場合には、「５８３１食肉小売業（卵、鶏肉を除く）」が主たる業種となる。

※２：　主として食肉及び肉製品を小売りしている店舗と主として卵及び鶏肉を小売りしている店舗を経営している場合には、各店舗の食肉及び肉製品の売上げを算出して、当該売上を「５８３１食肉小売業（卵、鶏肉を除く）」の売上として合算し、兼業者要件を適用するのが原則（注）。

ただし、売上げの分化が困難な場合には、主として食肉及び肉製品を小売りする店舗と主として卵及び鶏肉を小売りしている店舗に応じて、「５８３１食肉小売業（卵、鶏肉を除く）」と「５８３２卵・鶏肉小売業」を兼業している者として取り扱っても差し支えない。この場合、主として食肉及び肉製品を小売りしている店舗における卵及び鶏肉の売上は「５８３１食肉小売業（卵、鶏肉を除く）」の売上に含め、主として卵及び鶏肉を小売りしている店舗における食肉の売上は「５８３２卵・鶏肉小売業」の売上に含めて差し支えない。

（ケース１の※２の注の取扱い）

　　下表のケースのように、「５８３１食肉小売業（卵、鶏肉を除く）」（指定業種）の売上を２６０万円（①＋②＋③）として取り扱うのが原則。

ただし、売上の分化が困難な場合には、②（１３０万円）と⑤（３０万円）を合算値で取り扱う等、附随商品等（卵及び鶏肉）の売上を主たる商品等（食肉及び肉製品）の売上に含めても差し支えない。

（表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 食肉及び肉製品の売上 | 他の食品等の売上げ |
| 店舗Ａ（主として食肉及び肉製品の小売）（指定業種） | １００万円（①） | ３０万円（④） |
| 店舗Ｂ（主として食肉及び肉製品の小売）（指定業種） | １３０万円（②） | ３０万円（⑤） |
| 店舗Ｃ（主として卵及び鶏肉の小売）（非指定業種） | ３０万円（③） | １００万円（⑥） |
| 店舗Ｄ（主として野菜の小売）（非指定業種） |  | ５０万円（⑦） |
| 合計 | ２６０万円（①＋②＋③） | ２１０万円（④＋⑤＋⑥＋⑦） |

＜ケース２：７６９１ハンバーガー店（注２①に該当するケース）＞

　　「７６９１ハンバーガー店」（指定業種）の定義は、「主としてハンバーガーをその場所で飲食させる事業所をいう。」とされているが、当該事業所において、例えば、メニューの中に、一部、お好み焼き（７６９２お好み焼き・焼きそば・たこ焼き店（非指定業種））があったとしても、当該事業所を「７６９１ハンバーガー店」として取り扱って差し支えない。

　　この場合、お好み焼きの売上げは「７６９１ハンバーガー店」の売上に含めて差し支えない。（他に営んでいる事業が属する細分類業種がなければ、兼業者ではないと取り扱って差し支えない。この場合、認定権者記載欄には「７６９１ハンバーガー店」のみを記載することになる。）

　　※１：上記のケース２では、主たる商品等がハンバーガー、附随商品等がお好み焼きとなる。また、例えば、これら以外に営んでいる事業が属する細分類業種がある場合であって、当該細分類業種の最近１年間の売上高との比較で、「７６９１ハンバーガー店」の最近１年間の売上高が最も大きければ、「７６９１ハンバーガー店」が主たる業種となる。

※２：　主としてハンバーガーをその場で飲食させる店舗と主としてお好み焼きをその場所で飲食させる店舗を経営している場合には、各店舗のハンバーガーの売上げを算出して、当該売上を「７６９１ハンバーガー店」の売上として合算し、兼業者要件を適用するのが原則。

ただし、売上げの分化が困難な場合には、例えば、主としてハンバーガーをその場所で飲食させる店舗と、主としてお好み焼きをその場所で飲食させる店舗を営業している場合、その店舗に応じて「７６９１ハンバーガー店」と「７６９２お好み焼き・焼きそば・たこ焼店」を兼業している者として取り扱って差し支えない。この場合、「７６９１ハンバーガー店」に該当する店舗におけるお好み焼きの売上は、「７６９１ハンバーガー店」の売上に含めて差し支えない。

＜ケース３：０７５１左官工事業等（注２②に該当するケース）＞

　「０７５１左官工事業」（指定業種）、「０７６２板金工事業」（指定業種）、「０７６３建築金物工事業」（指定業種）、「０７８１床工事業」（非指定業種）を一括して受注することが多く、受注時点で、これらの細分類業種に属する事業毎に受注額を分化して設定していない。ただし、およそ見積もることができる単価等を考慮すると、「０７５１左官工事業」（指定業種）、「０７６２板金工事業」（指定業種）、「０７６３建築金物工事業」（指定業種）に属する事業の受注額が最も大きく、これらの業種に属する事業のいずれかが主たる商品等の販売等に該当することは明らかである。

この場合、「０７５１左官工事業」（指定業種）、「０７６２板金工事業」（指定業種）、「０７６３建築金物工事業」（指定業種）の売上高等に「０７８１床工事業」（非指定業種）の売上高等を含めて差し支えない。（この場合、「０７５１左官工事業」（指定業種）、「０７６２板金工事業」（指定業種）、「０７６３建築金物工事業」（指定業種）に属する事業に係る役務の提供のいずれかが主たる商品等の販売等となり、「０７８１床工事業」（非指定業種）に属する事業に係る役務の提供は附随商品等の販売等となる。）（※）

※上記のケース３において、他に営んでいる事業が属する細分類業種がなければ、この中小企業者は、「０７５１左官工事業」（指定業種）、「０７６２板金工事業」（指定業種）、「０７６３建築金物工事業」（指定業種）の兼業者として取扱い、「０７８１床工事業」（非指定業種）を兼業していないと取り扱って差し支えない。

＜ケース４：１８４１軟質プラスチック発砲製品製造業＞（注２②に該当するケース）＞

　「１８４１軟質プラスチック発砲製品製造業」（指定業種）、「１８４２硬質プラスチック発砲製品製造業」（非指定業種）、「１８９８他に分類されないプラスチック製品加工業」（非指定業種）に属する商品等を一括して受注することが多く、販売時点で販売価格を分化して設定していない。ただし、およそ見積もることができる単価及び１つの受注に含まれている細分類業種毎の受注量を考慮すると、「１８４１軟質プラスチック発泡製品製造業」（指定業種）に属する商品等の受注額が最も大きく、「１８４１軟質プラスチック発泡製品製造業」（指定業種）に属する商品等が主たる商品等であることは明らかである。

この場合、「１８４１軟質プラスチック発砲製品製造業」」（指定業種）の売上に、「１８４２硬質プラスチック発泡製品製造業」（非指定業種）及び「１８９８他に分類されないプラスチック製品加工業」（非指定業種）の売上を含めて、最近３か月と前年同期を比較して差し支えない。（この場合、「１８４１軟質プラスチック発泡製品製造業」」（指定業種）に属する商品の販売が主たる商品等の販売等となり、「１８４２硬質プラスチック発泡製品製造業」（非指定業種）及び「１８９８他に分類されないプラスチック製品加工業」（非指定業種）に属する商品の販売は附随商品等の販売等となる。）（※）

※上記のケース４において、他に営んでいる事業が属する細分類業種がなければ、この中小企業者は、「１８４１軟質プラスチック発泡製品製造業」のみを行っている事業者として取扱い、「１８４２硬質プラスチック発泡製品製造業」（非指定業種）及び「１８９８他に分類されないプラスチック製品加工業」（非指定業種）を兼業していないと取り扱って差し支えない。

|  |
| --- |
| 問２－１１：　最近３か月と前年同期の間に他社から譲り受けた事業があるが、この場合、譲り受ける前の時期（前年同期）の売上げに、譲り受けた事業の前年同期の売上げを含めて差し支えないか。 |

答：譲り受ける前の事業と譲り受けた後の事業の業績比較が可能なものである限り（注）、最近３か月の前年同期の売上げに、当該譲り受けた事業に係る前年同期の時点の売上げを含めて差し支えない。

　　例えば下表のケースのように、Ｘ社（認定申請者）が最近３か月と前年同期の間にＣ業種をＹ社から会社分割で譲り受けた場合、最近３か月の売上高のみならず、前年同期の売上高に前年同期の時点のＣ業種の売上を含めて差し支えない。

注：業績比較が可能な場合とは、例えば、事業に係る債権・債務関係について包括承継する合併又は会社分割、若しくは一定の営業目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産を譲渡する事業譲渡（※）が行われた場合であって 当該承継等する事業に対応する前年同期の売上高等が算出可能な場合が該当する。

※例えば、単なる資産だけの譲渡は該当せず、製造・販売等に係るノウハウ等の承継も行われるものがこれに該当する。

（表）

|  |  |
| --- | --- |
| 最近３か月の前年同期 | 最近３か月 |
| Ｘ社 | Ａ業種 | 500万円 | Ｘ社（認定申請者） | Ａ業種 | 500万円 |
| Ｂ業種 | 300万円 | Ｂ業種 | 300万円 |
| Ｙ社 | Ｃ業種 | 300万円 | Ｃ業種（会社分割で譲り受け） | 100万円 |
| Ｄ業種 | 200万円 | Ｙ社 | Ｄ業種 | 200万円 |

|  |
| --- |
| 問２－１２：　セーフティネット保証５号における兼業者である中小企業者の認定にあたっては、申請書は具体的にどのように記載されることとなるのか。 |

答：問２－３における兼業者要件１（営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種である場合の要件）に係る認定申請書の様式例は、別紙１及び別紙４のとおりとなる。この場合、行っている事業が全て指定業種に属し、かつ企業全体の売上高等で認定申請を行うので、申請者は、指定業種を記載する表に、行っている事業が属する業種（指定業種であることが必要）を全て記載することになり、認定権者は、兼業者要件１を満たすことが確認できた場合には、認定権者記載欄に申請者が行っている事業が属する業種（指定業種であることが必要）を全て記載することになる。

問２－３における兼業者要件２（主たる業種及び企業全体双方に係る要件）に係る認定申請書の様式例は、別紙２及び別紙５のとおりとなる。この場合、売上高等の減少等が生じている指定業種として申請者から申告があるのは主たる業種についてのみとなる。認定権者は、兼業者要件２を満たすことが確認できた場合、認定権者記載欄には申請者が行っていることが確認できた主たる業種であって指定業種であるものを認定権者記載欄に記載することとなる。

問２－３における兼業者要件３（指定業種の売上減少等による影響の相当性に係る要件）に係る認定申請書の様式例は、別紙３及び別紙６のとおりとなる。認定権者が兼業者要件３を満たすことを確認できた場合には、売上高等の減少等が生じている指定業種として確認ができた指定業種を全て認定者記載欄に記載することになる。

その際、売上高等が減少等している事業が属する指定業種が複数ある場合（兼業者要件２を適用する場合以外の場合）には、最近１年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を、認定権者記載欄の左上の太枠に記載されたい。これは、認定を受けた業種のうち最近１年間の売上高等が最も大きい業種を、信用保証協会を通じて統計のために参考として集計するものであり、その事業が最近１年間で最も売上高等が大きいかどうかは、認定申請者の自己申告ベースで差し支えない。（認定権者が、最も売上高等が大きいことを添付書類等を元に確認する必要はない。）（※２、※３）

なお、認定申請の際には、認定審査の参考とするため、別紙１から別紙６に付している添付書類（例）のようなフォーマットに記入してもらい、認定申請書に添付してもうらのも一案。ただし、当該添付書類（例）のように認定審査において参考とした書類は保証協会や金融機関への提出は要しない。（市区町村での保管は必要。）

※１：兼業者への認定基準の適用にあたっては、問２－３にあるとおり、３つの兼業者要件の当てはめ方があるため、認定申請書様式例の別紙１から別紙６の注１に記載しているように、どの要件に係る申請書又は認定書なのかの判別を行いやすくする等の工夫をされたい。

※２：主たる業種及び企業全体の双方が認定基準を満たしていることを確認する兼業者要件２の適用にあたっては、主たる業種とされる業種が、最近１年間の売上高等が最も大きい事業が属する業種であることを、添付書類等を元に確認されたい。

※３：自己申告ベースで差し支えないとしているのは、複数の指定業種の売上高を細分類ベースで分化して確認することは不要とする趣旨であり、申請者が申告した指定業種に属する事業を行っており、かつ当該業種に属する事業の売上高（他の指定業種と合算の場合は合算値）が減少していることの確認は必要。仮に申請書に記載された業種が誤りである場合、認定権者記載欄には確認した正しい業種を記載する必要がある。

|  |
| --- |
| 問２－１３：　平成２４年１１月１日以降の認定申請分について、認定申請者に適用される要件の全体像を整理すると、どのようになるのか。 |

答：認定申請者に対して適用される要件を全体的に整理すると下表のとおり。

どの要件に係る認定申請を行うかは申請者が選択することが可能。したがって、例えば、主たる業種が指定業種であることを確認できるが、主たる業種が認定基準を満たさない（番号３の兼業者要件２を満たさない）という場合であっても、番号４の兼業者要件３に係る認定申請及び認定を行うことは可能。

なお、認定申請者がどの要件に係る認定申請を行えばよいかについて判断に迷う場合には、以下の番号順に従って自身が認定要件を満たしているかを検討することが合理的と考えられる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 認定申請者の類型 | 適用される基準 | 申請・確認する売上高等 | 申請書様式（例） |
| １ | 単一事業者（１つの細分類業種に属する事業のみを行っていることを確認できる者） | 特定中小企業者認定要領４（５）（イ）、（ロ）の要件 | 企業全体 | （イ）－①、（ロ）－①、 |
| ２ | 兼業者（２以上の細分類業種に属する事業を行っている者） | 全て指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる者 | 特定中小企業者認定要領４（５）（イ）、（ロ）の基準 | 企業全体（兼業者要件１） |
| ３ | どの業種が主たる業種であるのか確認でき、かつ当該主たる業種が指定業種であることを確認できる者 | 特定中小企業者認定要領４（５）（イ）、（ロ）の基準 | 主たる業種及び企業全体（兼業者要件２） | （イ）－②、（ロ）－②、 |
| ４ | １以上の指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる者 | 特定中小企業者認定要領４（５）（イ）、（ロ）の基準 | 指定業種及び企業全体（兼業者要件３） | （イ）－③、（ロ）－③、 |

（３）対象業種の指定（参考）

|  |
| --- |
| 問３－１：　セーフティネット保証５号の対象業種はどのように選んでいるのか。 |

答：　セーフティネット保証５号の対象業種（日本標準産業分類（第１３回改定版）の細分類）の見直しに当たっては、各業種の所管府省庁に対して業況データに係る調査（業況調査）を実施し、当該調査で提出されたデータに基づき指定を行っている。

|  |
| --- |
| 問３－２：　どのような基準で対象業種を選んでいるのか。 |

答：　例えば、

・業種全体の直近３か月の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較して５％以上減少していること等

・業種全体の最近３か月の主要原材料等の平均購入額が、前年同期比で２０％以上上昇しており、かつ、製品価格が、原材料上昇率の６０％以上上昇していないこと

などの基準がある。

|  |
| --- |
| 問３－３：　どうして○○業が対象から外れたのか。地元では状況は変わっていないため指定を継続するべきではないか。 |

答：　セーフティネット保証５号の対象業種は、その業種の全国的な業況データを踏まえ、売上高等が指定基準（問３－２参照）に達しているかどうかで判断しているところ。

したがって、○○業が指定から外れたのは、その業種の業況が全国的にみて基準に当てはまらなくなった（問３－２前段の例で言えば、全国的な売上高が、基準を満たすほど減少していない）からである。

|  |
| --- |
| 問３－４：　全国的な業況データではなく、地域ごとの状況を踏まえて業種の指定を行うべきではないか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　セーフティネット保証５号の趣旨は、一時的に業況が悪化している業種を指定して、その業種に属する事業者を支援するというものであり、個々の事業者の状況に応じて支援するものではないことから、地域ごとの状況を踏まえて指定を行うことは困難。

他方、業種の見直しについては、四半期に一度としており、業況が悪化している業種について迅速かつきめ細やかに指定することで、資金繰り支援に万全を期しているところ。

|  |
| --- |
| 問３－５：　どうして利益率減少が認定要件になっていないのか。 |

答：　利益率の減少が売上高等の減少によって生じているのであれば現行の基準においても対象となる。また、原油・石油製品等の価格高騰によって利益率の減少が生じているのであれば、原材料価格高騰に係る認定基準で対応可能である。

一方で、利益率それ自体は、人件費等のコストの増加も含まれることになり、利益率の減少が必ずしも業種の構造不況によるものであると証明することが困難であるため、認定要件には位置付けていない。

（別紙１）

|  |
| --- |
| 認定権者記載欄 |
|  |  |  |
|  |  |  |

様式第５－（イ）－①

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（イ－①）（例） 　　　　　　　　　 平成　　年　　月　　日 （市町村長又は特別区長）　殿 　 　　　　　　申請者 　 　　　　　 　 住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　　　　　　氏　名　（名称及び代表者の氏名） 　　印　私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、○○○○（注２）が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定に基づき認定されるようお願いします。（表)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近１年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。記　売上高等 　　 Ｂ－Ａ 　　 Ｂ ×100 　　　　　　　　　　　減少率　　 　　％ Ａ：申込時点における最近３か月間の売上高等　 　　 　　　　　円（注３）　　Ｂ：Ａの期間に対応する前年の３か月間の売上高等　　　 　　　　　円 (注３） |

（注１）本様式は、１つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

（注２）○○○○には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

（注３）企業全体の売上高等を記載。

（留意事項）

　①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②　市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

（申請書イ－①の添付書類（例））

申請者名：　（名称及び代表者の氏名）

（表１：事業が属する業種毎の最近１年間の売上高）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種（※１） | 最近の売上高 | 構成比 |
| ●●●●●業 | 円 | ％ |
| △△△△業、■■■業（※２） | 円 | ％ |
| ○○○○業 | 円 | ％ |
| ▲▲▲業 | 円 | ％ |
| 全体の売上高 | 円 | 100％ |

※１：業種欄には、営んでいる事業が属する全ての業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※２：指定業種の売上高を合算して記載することも可

（表２：最近３か月の売上高【Ａ】）

|  |  |
| --- | --- |
| 企業全体の最近３か月の売上高 | 円 |

（表３：最近３か月の前年同期の売上高【Ｂ】）

|  |  |
| --- | --- |
| 企業全体の最近３か月の前年同期の売上高 | 円 |

（最近３か月の企業全体の売上高の減少率）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【Ｂ】　　　　　　　　円　－　【Ａ】　　　　　　円 | ×100　＝ | 　　　　　％ |
| 【Ｂ】　　　　　　　　円 |

（注）認定申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。

（別紙２）

|  |
| --- |
| 認定権者記載欄 |
|  |

様式第５－（イ）－②

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（イ－②）（例） 　　　　　　 平成　　年　　月　　日 （市町村長又は特別区長）　殿 　 　　　　　申請者 　 　　　　　 住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　　　　　氏　名　（名称及び代表者の氏名） 　　印　私は、○○○業（注２）を営んでいるが、下記のとおり、○○○○（注３）が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定に基づき認定されるようお願いします。記　売上高等 　　 Ｂ－Ａ　　　　　　　　　　　　　　主たる業種の減少率　　　　　　　　％ 　　 Ｂ ×100 　　　　　　　　　　全体の減少率　　 　　　　　　　 　％ Ａ：申込時点における最近３か月間の売上高等 主たる業種の売上高等　　　　　　　円 　　 　　　　　　　　　　　　　　　　 全体の売上高等　　　　 　　　　　円　　Ｂ：Ａの期間に対応する前年の３か月間の売上高等 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　主たる業種の売上高等　　　　　　　円 　　 　　　　　　　　　　　　　　　　 全体の売上高等　　　　 　　　　　円 |

（注１）本様式は、主たる事業（最近１年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

（注２）○○○には、主たる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。

（注３）○○○○には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

（留意事項）

　①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②　市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

（申請書イ－②の添付書類（例））

申請者名：　（名称及び代表者の氏名）

（表１：事業が属する業種毎の最近１年間の売上高）

当社の主たる事業が属する業種は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（※１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種（※２） | 最近１年間の売上高 | 構成比 |
| ●●●●●業 | 円 | ％ |
| △△△△業 | 円 | ％ |
| ○○○○業 | 円 | ％ |
| ■■■■業 | 円 | ％ |
| 企業全体の売上高 | 円 | 100％ |

※１：最近１年間の売上高が最大の業種名（主たる業種）を記載。主たる業種は指定業種であることが必要。

※２：業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

（表２：最近３か月の売上高）

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる業種の最近３か月の売上高【Ａ】 | 円 |
| 企業全体の最近３か月の売上高【Ａ’】 | 円 |

（表３：最近３か月の前年同期の売上高）

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる業種の最近３か月の前年同期の売上高【Ｂ】 | 円 |
| 企業全体の最近３か月の前年同期の売上高【Ｂ’】 | 円 |

（１）主たる業種の減少率

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【Ｂ】　　　　　　　　円　－　【Ａ】　　　　　　円 | ×100　＝ | 　　　　　％ |
| 【Ｂ】　　　　　　　　円 |

（２）全体の減少率

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【Ｂ’】　　　　　　　　円　－　【Ａ’】　　　　　　円 | ×100　＝ | 　　　　　％ |
| 【Ｂ’】　　　　　　　　円 |

（注）認定申請にあたっては、主たる業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。

（別紙３）

|  |
| --- |
| 認定権者記載欄 |
|  |  |  |
|  |  |  |

様式第５－（イ）－③

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（イ－③）（例） 　　　　　　　　平成　　年　　月　　日 （市町村長又は特別区長）　殿 　 　　　　　　　　申請者 　 　　　　　　　　 住　所　　　　　　　　　　　　　　 　 　　　　　　　　　氏　名　（名称及び代表者の氏名） 印　私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、○○○（注２）が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定に基づき認定されるようお願いします。（表)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |

※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する指定業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近１年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。記　売上高等（１）前年の企業全体の売上高等に対する、上記の表に記載した指定業種（以下同じ。）に属する事業の売上高等の減少額等の割合 　　 Ｂ－Ａ 　　 Ｄ ×100 　　　　　　　　　　　割合　　 　　　％ Ａ：申込時点における最近３か月間の指定業種に属する事業の売上高等　　　　　　　　　円　　Ｂ：Ａの期間に対応する前年の３か月間の指定業種に属する事業の売上高等　　 　　　　　　円　　Ｄ：Ａの期間に対応する前年の３か月間の全体の売上高等 　　　　　　 　　 円（２）企業全体の売上高等の減少率　　　　Ｄ－Ｃ　　　　　Ｄ　　×100　　　　　　　　　　減少率　　　　％　　Ｃ：Ａの期間の全体の売上高等　　　　　　　円Ｄ：Ａの期間に対応する前年の３か月間の全体の売上高等　　　　　　　円（注１）本様式は、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用する。（注２）○○○には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。（留意事項）　①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。　②　市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。 |

（申請書イ－③の添付書類（例））

申請者名：　（名称及び代表者の氏名）

（表１：売上高が減少している指定業種）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ａ．売上高が減少している指定業種（※１） | ｂ.最近３か月の前年同期の売上高 | ｃ.最近３か月（平成２４年●月～平成２４年●月）の売上高 | ｄ.減少額 |
| ●●業 | 円 | 円 | 円 |
| ●●業、●●業（※２） | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | 　　　　　　　　円【Ｂ】 | 円【Ａ】 | 円 |

※１：認定申請書の表には、ａ.欄に記載する指定業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）と同じ業種を記載。ａ.欄には売上高が把握できている指定業種のみの記載でも可。

※２：指定業種の売上高を合算して記載することも可。

（表２：全体の売上高）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 最近３か月の前年同期の全体の売上高 | 最近３か月（平成２４年●月～平成２４年●月）の全体の売上高 | 減少額 |
| 　　　　　　　　円【Ｄ】 | 円【Ｃ】 | 円 |

（１）前年の企業全体の売上高等に対する、指定業種に属する事業の売上高等の減少額等の割合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【Ｂ】　　　　　　　　円　－　【Ａ】　　　　　　円 | ×100　　＝ | 　　　％ |
| 【Ｄ】　　　　　　　　円 |

（２）企業全体の売上高等の減少率

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【Ｄ】　　　　　　　　円　－　【Ｃ】　　　　　　円 | ×100　＝ | 　　　％ |
| 【Ｄ】　　　　　　　　円 |

（注）認定申請にあたっては、表１に記載している指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。

（別紙４）

|  |
| --- |
| 認定権者記載欄 |
|  |  |  |
|  |  |  |

様式第５－（ロ）－①

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（ロ－①）（例） 平成　　年　　月　　日 （市町村長又は特別区長）　殿 　 　　　　　 　　申請者 　 　 住　所　　　　　　　　　 　　　　　 　 　 　氏　名　（名称及び代表者の氏名） 印　私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定に基づき認定されるようお願いします。（表)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近１年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。記①原油等の仕入単価の上昇（注２） Ｅ 　　　 　　　　　ｅ ×100－100　 　　　　　　　　 　　 　上昇率　　　　　　　　％　Ｅ：原油等の最近１か月間における平均仕入れ単価　　　　　　　　　　　　　　円（注４）　ｅ：Ｅの期間に対応する前年１か月間の平均仕入れ単価　 円（注４）②原油等が売上原価に占める割合（注２） 　　 Ｓ  Ｃ ×100 　　　 　　 　　　　 　依存率　　　　　 　　％ Ｃ：申込時点における最新の売上原価 　　　　　 　　　　　円（注４） Ｓ：Ｃの売上原価に対応する原油等の仕入価格 　　　 　　　　　　　円（注４）③製品等価格への転嫁の状況（注３） Ａ 　 ａ 　　　　　　　　 Ｂ　　 ｂ 　＝Ｐ 　　　　　　 　　 Ｐ＝ 　　　 　　　　　 Ａ：申込時点における最近３か月間の原油等の仕入価格 　　　　　 　　　　円（注４）　ａ：Ａの期間に対応する前年３か月間の原油等の仕入価格 　　　　　　 　　　円（注４） Ｂ：申込時点における最近３か月間の売上高 　 　　　　　　 　 円（注４）　ｂ：Ｂの期間に対応する前年３か月間の売上高 円（注４） |

（注１）本様式は、１つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

（注２）上昇率及び依存率が２０％以上となっていること。

（注３）Ｐ＞０となっていること。

（注４）申請者全体の値を記載。

（留意事項）

　①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②　市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

（申請書ロ－①の添付書類（例））

申請者名：　（名称及び代表者の氏名）

（表１：事業が属する業種毎の最近１年間の売上高）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種（※１） | 最近の売上高 | 構成比 |
| ●●●●●業 | 円 | ％ |
| △△△△業、■■■業（※２） | 円 | ％ |
| ○○○○業 | 円 | ％ |
| ▲▲▲業 | 円 | ％ |
| 全体の売上高 | 円 | 100％ |

※１：業種欄には、営んでいる全ての事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※２：指定業種の売上高を合算して記載することも可

（表２：企業全体に係る原油等の仕入単価の上昇）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 原油等の最近１か月の平均仕入単価 | 原油等の前年同月の平均仕入単価 | 原油等の仕入単価の上昇率（E/ｅ×100－100） |
| 企業全体 | 円【Ｅ】 | 円【ｅ】 | ％ |

（表３：企業全体の売上原価に占める原油等の仕入価格の割合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 最新の売上原価 | 最新の売上原価に対応する原油等の仕入価格 | 売上原価に占める原油等の仕入価格の割合（S/C×100） |
| 企業全体 | 円【Ｃ】 | 円【Ｓ】 | ％ |

（注）最新の売上原価及び原油等の仕入価格は、直近の決算期の値を用いることも可。

（表４：企業全体の製品等価格への転嫁の状況）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近３か月間の原油等の仕入価格 | 最近３か月間の売上高 | （A/B） | 前年同期の原油等の仕入価格 | 前年同期の売上高 | （a/b） | （A/B）－（a/b）＝Ｐ |
| 企業全体 | 円【A】 | 円【B】 |  | 円【a】 | 円【b】 |  |  |

（注）申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、企業全体の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、試算表、売上台帳、仕入帳など）の提出が必要。

（別紙５）

|  |
| --- |
| 認定権者記載欄 |
|  |

様式第５－（ロ）－②

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（ロ－②）（例） 平成　　年　　月　　日 （市町村長又は特別区長）　殿 　 　　　　　 　　　　申請者 　 　 住　所　　　　　　　　　 　　　　　 　 　 　氏　名　（名称及び代表者の氏名） 印　私は、○○○業（注２）を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定に基づき認定されるようお願いします。記①原油等の仕入単価の上昇（注３） Ｅ 　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 主たる業種に係る上昇率­­　　　　　 ％　　　　　ｅ ×100－100　 　　　　　　　　 　　 　全体に係る上昇率　　　　　　　　 ％　Ｅ：原油等の最近１か月間における平均仕入れ単価　主たる業種に係る平均仕入単価　　　　円全体に係る平均仕入単価　　　　　　 　円　ｅ：Ｅの期間に対応する前年１か月間の平均仕入れ単価　主たる業種に係る平均仕入単価　　円全体に係る平均仕入単価　　　　 　円②原油等が売上原価に占める割合（注３） 　　 Ｓ 　　　　主たる業種に係る依存率　　　　　　　　％ Ｃ ×100 　　　 　　 　　　　 全体に係る依存率　　　　　 　　 ％ Ｃ：申込時点における最新の売上原価 　　　主たる業種に係る売上原価　　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体にかかる売上原価　　　　　　　　　　 円 Ｓ：Ｃの売上原価に対応する原油等の仕入価格 主たる業種に係る仕入れ価格　　　 　　 円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る仕入れ価格　　　　　　　　　　 円③製品等価格への転嫁の状況（注４） Ａ 　 ａ 　　　　　　　　　　　　　主たる業種に係る転嫁の状況　Ｐ＝　　　　　　 Ｂ　　 ｂ 　＝Ｐ 　　　　　　 全体に係る転嫁の状況　Ｐ＝ 　　　　　 　 Ａ：申込時点における最近３か月間の原油等の仕入価格 主たる業種に係る仕入価格　 　　 円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る仕入価格　　　　　　　　　円　ａ：Ａの期間に対応する前年３か月間の原油等の仕入価格 主たる業種に係る仕入価格 　　 円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る仕入価格　　　　　　　　円 Ｂ：申込時点における最近３か月間の売上高 主たる業種に係る売上高　　　　　　 円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る売上高　　　　　　　　　　円　ｂ：Ｂの期間に対応する前年３か月間の売上高 主たる業種に係る売上高 円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る売上高　　　　　　　　　　円 |

（注１）本様式は、主たる事業（最近１年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

（注２）○○○には、主たる事業が属する指定業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。

（注３）主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入単価、売上原価、原油等の仕入価格を記載。上昇率及び依存率が２０％以上となっていること。

（注４）主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入価格、売上高を記載。Ｐ＞０となっていること。

（留意事項）

　①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②　市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

（申請書ロ－②の添付書類（例））

申請者名：　（名称及び代表者の氏名）

（表１：事業が属する業種毎の最近１年間の売上高）

当社の主たる事業が属する業種は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（※１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種（※２） | 最近１年間の売上高 | 構成比 |
| ●●●●●業 | 円 | ％ |
| △△△△業 | 円 | ％ |
| ○○○○業 | 円 | ％ |
| ■■■■業 | 円 | ％ |
| 全体の売上高 | 円 | 100％ |

※１：最近１年間の売上高が最大の業種名（主たる業種）を記載。主たる業種は指定業種であることが必要。

※２：業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

（表２：主たる業種及び企業全体それぞれに係る原油等の仕入単価の上昇）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 原油等の最近１か月の平均仕入単価 | 原油等の前年同月の平均仕入単価 | 原油等の仕入単価の上昇率（E/ｅ×100－100） |
| 主たる業種 | 円【Ｅ】 | 円【ｅ】 | ％ |
| 全体 | 円【Ｅ】 | 円【ｅ】 | ％ |

（表３：主たる業種及び全体それぞれの売上原価に占める原油等の仕入価格の割合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 最新の売上原価 | 最新の売上原価に対応する原油等の仕入価格 | 売上原価に占める原油等の仕入価格の割合（S/C×100） |
| 主たる業種 | 円【Ｃ】 | 円【Ｓ】 | ％ |
| 全体 | 円【Ｃ】 | 円【Ｓ】 | ％ |

（注）最新の売上原価及び原油等の仕入価格は、直近の決算期の値でも可。

（表４：主たる業種及び全体それぞれの製品等価格への転嫁の状況）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近３か月間の原油等の仕入価格 | 最近３か月間の売上高 | （A/B） | 前年同期の原油等の仕入価格 | 前年同期の売上高 | （a/b） | （A/B）－（a/b）＝Ｐ |
| 主たる業種 | 円【A】 | 円【B】 |  | 円【a】 | 円【b】 |  |  |
| 全体 | 円【A】 | 円【B】 |  | 円【a】 | 円【b】 |  |  |

（注）認定申請にあたっては、主たる業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、仕入帳、試算表、売上台帳など）の提出が必要。

（別紙６）

|  |
| --- |
| 認定権者記載欄 |
|  |  |  |
|  |  |  |

様式第５－（ロ）－③

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（ロ－③）（例） 平成　　年　　月　　日 （市町村長又は特別区長）　殿 　 　　　　　 　　　　 　申請者 　 　　　　　　　　　　 住　所　　　　　　　　　 　　　　　 　 　 　氏　名　（名称及び代表者の氏名） 印　私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定に基づき認定されるようお願いします。（表)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近１年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。記①上記の表に記載した指定業種（以下同じ。）に係る原油等の仕入単価の上昇（注２） Ｅ 　　　 　　　　　ｅ ×100－100　 　　　　　　　　 　　 上昇率　　　　　　　　％　Ｅ：指定業種に係る原油等の最近１か月間における平均仕入れ単価　　　　　　　円　ｅ：指定業種に係るＥの期間に対応する前年１か月間の平均仕入れ単価　 円②全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合（注２）Ｓ Ｃ ×100 　　　 　　 　　　　 　依存率　　　　　 　　％ Ｃ：申込時点における最新の全体の売上原価　　　　　　　　　　 　　　　　円 Ｓ：Ｃの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格　　　　 　　　　　　　円③－１　指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況（注３） Ａ１ 　 ａ１ 　　　　　　　　 Ｂ１　　 ｂ１ 　＝Ｐ１ 　　　　　　 Ｐ１＝ 　　　 　　　　 Ａ１：申込時点における最近３か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格　　　　　 　　　　円　ａ１：Ａ１の期間に対応する前年３か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格　　　　 　　　円 Ｂ１：申込時点における最近３か月間の指定業種に係る売上高　　 　　　　　　 　 円　ｂ１：Ｂ１の期間に対応する前年３か月間の指定業種に係る売上高　 円③－２　全体に係る製品等価格への転嫁の状況（注３） Ａ１ 　 ａ１ 　　　　　　　　 Ｂ２　　　 ｂ２ 　＝Ｐ２ 　　　 Ｐ２＝ 　　　 　　　　 Ａ１：申込時点における最近３か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格　　　　　 　　　　円　ａ１：Ａ１の期間に対応する前年３か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格　　　　 　　　円 Ｂ２：申込時点における最近３か月間の全体の売上高　　 　　　　　　 　 円　ｂ２：Ｂ２の期間に対応する前年３か月間の全体の売上高 円 |

（注１）本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

（注２）上昇率及び依存率が２０％以上となっていること。

（注３）Ｐ１＞０、かつ、Ｐ２＞０となっていること。

（留意事項）

　①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②　市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

（申請書ロ－③の添付書類）

申請者名：　（名称及び代表者の氏名）

（表１：指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ａ．指定業種に係る原油等の最近１か月の平均仕入単価 | ｂ.指定業種に係る原油等の前年同月の平均仕入単価 | 指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇率 |
| 円【Ｅ】 | 円【ｅ】 | ％【E/ｅ×100－100】 |

（表２：指定業種に係る原油等の仕入価格）

|  |  |
| --- | --- |
| ｃ.指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等に転嫁できていない事業が属する業種（※１） | ｄ.指定業種に係る原油等の仕入価格 |
| ●●業 | 円 |
| ●●業、●●業（※２） | 円 |
| 合計 | 円【Ｓ】 |

※１：認定申請書の表には、ｃ.欄に記載する指定業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）と同じ業種を記載。原油等の仕入価格の算出ができる指定業種のみの記載でも可。

※２：指定業種に係る原油等の仕入価格を合算して記載することも可。

（表３：全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 全体の売上原価（ａ） | 指定業種に係る原油等の仕入価格（ｂ） | 全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合（ｂ/ａ×100） |
| 円【Ｃ】 | 円【Ｓ】 | ％ |

（表４：指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定業種（※） | 最近３か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格（ａ） | 最近３か月間の指定業種に係る売上高（ｂ） | （ａ/ｂ×100） | 前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格（ｃ） | 前年同期の指定業種に係る売上高（ｄ） | （ｃ/ｄ×100） |
| ●●業 | 円 | 円 | ％ | 円 | 円 | ％ |
| ●●業、●●業 | 円 | 円 | ％ | 円 | 円 | ％ |
| 合計 | 円【Ａ１】 | 円【Ｂ１】 | ％ | 円【ａ１】 | 円【ｂ１】 | ％ |

※：表２に記載した指定業種と同じ指定業種を記載。

（表５：全体に係る製品等価格への転嫁の状況）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 最近３か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格（ａ） | 最近３か月間の全体の売上高（ｂ） | （ａ/ｂ×100） | 前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格（ｃ） | 前年同期の全体の売上高（ｄ） | （ｃ/ｄ×100） |
| 円【Ａ１】 | 円【Ｂ２】 | ％ | 円【ａ１】 | 円【ｂ２】 | ％ |

（注）申請にあたっては、表２に記載している指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等が分かる書類、許認可証など）、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、仕入帳、売上台帳、試算表など）の提出が必要。

６．経営安定関連保証７号

|  |
| --- |
| 問１：　申請者の総借入残高を算出する際の「金融機関」の範囲はどこまでを指すのか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　中小企業信用保険法施行令第１条の３に規定する金融機関及びいわゆる政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫）を指すものとする。

（※）中小企業信用保険法施行令第１条の３

（普通保険の保険関係に係る金融機関）

第一条の三 法第三条第一項の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一 銀行

二 株式会社商工組合中央金庫

三 株式会社日本政策投資銀行

四 信用金庫及び信用金庫連合会

五 労働金庫及び労働金庫連合会

六 信用協同組合及び信用協同組合連合会

七 農業協同組合及び農業協同組合連合会

八 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

九 農林中央金庫

十 保険会社

十一 信託会社

|  |
| --- |
| 問２：　申請者の総借入残高のうち、指定金融機関からの借入金残高の割合10％以上であること（認定要領（イ））の判断は、いつの時点で行うべきか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　基本的には、申請者は取引先の金融機関から直近の借入債務の残高証明書を発行してもらい、認定権者はこの値を用いて認定要領（イ）（以下、「取引依存度」という）の判断を行うこととなるが、制度趣旨に鑑み直近残高の減少が、金融機関による「貸し渋り」「貸しはがし」といった「金融機関の取引上の制限」による場合に限って、直近の借入金残高として前年同期の残高証明書の値を用いることも差し支えない。

|  |
| --- |
| 問３：　複数の指定金融機関からの借入金残高の合計が総借入金残高の10％以上である場合、認定基準（７）（イ）を満たしていると言えるか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　認定基準を満たしていると判断してよい。

　　なお、その場合、認定基準（７）（ロ）について判定する際の借入金残高についても、それら複数の指定金融機関からの借入金残高を合算することが必要。

|  |
| --- |
| 問４：　認定基準（７）（ロ）及び（ハ）に規定する借入金残高を比較する際の「前年同期比」について、具体的にいつの時点との比較を行うべきか。 |

　平成３１年４月１日付追加

答：　当然ながら、直近の残高証明書と前年の同月同日の残高証明書を比較することが最も望ましいが、前後１か月内程度の時点との比較でも差支えない。

|  |
| --- |
| 問５：　個人事業者で、指定金融機関から事業とは関係のない借入金（住宅ローン等）がある場合、それらも借入金残高に含めてよいか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　本保証の対象となる資金は事業資金（運転資金、設備資金）に限られることから、これらに関係のない住宅ローン等は含めないものとする。

　　しかしながら、例えば、自宅の一部を事業用に使用し、自宅を取得するための借入資金と事業資金が混在している場合など、事業資金とそれ以外の資金を峻別することが困難である場合は、申請者の実情に合わせて総合的に判断する（借入金残高に含めても差し支えない）こととする。

|  |
| --- |
| 問６：　借入金残高には、以下に掲げるものの残高を含めるのか。・手形割引、電子記録債権割引・当座貸越・社債・政府系金融機関の代理貸し |

平成３１年４月１日付追加

答：　当座貸越、社債（事業資金を目的としたもの）及び代理貸しについては、含めることとして差し支えない。

　　他方、手形割引や電子記録債権割引については、振出人が不渡りを起こした場合に手形を買い戻す義務が生じるものの、これは偶発債務であるため、原則として含めないこととする。

|  |
| --- |
| 問７：　指定金融機関同士が合併した場合、合併後の金融機関は引き続き指定金融機関であるものと扱ってよいか。また、指定金融機関と非指定金融機関が合併した場合はどうか。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　それぞれ、指定金融機関であるものとして差支えない。

　　なお、指定金融機関と非指定金融機関が合併した場合において、申請者が合併前の非指定金融機関としか取引がなかったとしても、当該合併後は認定の対象として差し支えない。

|  |
| --- |
| 問８：　セーフティネット保証７号の認定を受けた申請者が、当該認定の対象となった指定金融機関から同号に係る借入を受けることは可能か。 |

平成３１年４月１日付追加

答：　可能。